

2016年12月13日

セカンドレベルでの文字/文字で構成される 2 文字の ASCII ラベルの公開に対する承認

ICANN は 2016 年 12 月 13 日付けで、レジストリ協定の仕様書 5 のセクション 2 に従い、以下のことを条件に、セカンドレベルでの第三者への登録および DNS のアクティベーションにおいて、ICANN によって承認されておらず、レジストリ協定の仕様書 5 のセクション 6 に従って予約する必要のない文字/文字で構成される 2 文字の ASCII ラベルの公開を新しいすべての gTLD レジストリオペレータに承認しました。

1. 付属文書 A¹に記載されている「国コードとの混同を避けるための文字/文字で構成される 2 文字の ASCII ラベルの評価」の実施。および
2. 個々の TLD に適用されるレジストリ契約の他のすべての条項の遵守。

アクラム・アタラ
プレジデント、グローバルドメインディビジョン

¹ 「国コードとの混同を避けるための文字/文字で構成される 2 文字の ASCII ラベルの評価」が 2016 年 11 月 8 日の ICANN 理事会で承認されたこと。決議 2016.11.08.15:
<https://www.icann.org/resources/board-material/resolutions-2016-11-08-en#2.a>

付録 A :

国コードとの混同を避けるための文字/文字で構成される 2 文字の ASCII ラベルの評価

国コードとの混同を避けるための必須の評価

1. 登録ポリシー

レジストリオペレータは、文字/文字の 2 文字の ASCII ラベルのレジストラントおよびその事業と政府または国コード管理者との間に業務提携、資金提供、支援が存在しないにも関わらず、かかる関係を誤解もしくは推測されることがないように、当該レジストラントが対策を講じることを義務付ける規定を公開登録ポリシーに含める必要があります。

2. 登録後の苦情調査

文字/文字の 2 文字の ASCII ドメインと対応する国コードとの混同について政府機関および ccTLD オペレータから報告があった場合、レジストリオペレータは、当該報告を調査、対応するために、合理的な措置を講ずるものとします。かかる報告に対応するに当たり、レジストリオペレータは適用法に違反する措置を講じる必要はありません。

国コードとの混同を避けるための任意の評価

3. 登録期間前の独占利用²

レジストリオペレータは、30 日の猶予期間を設け、ISO 3166-1 の alpha-2 規格で規定されている国コードに一致する文字/文字の 2 文字の ASCII ラベルの登録を当該国コードの管理者または政府に限定することができます。すべての登録は、仕様 12 に従い、コミュニティ TLD ポリシー、[Trademark Clearinghouse 権利保護メカニズム要件](#)など、レジストリ契約の他のすべての要件を満たしている必要があります。レジストリオペレータは、当該国コード管理者および政府に対して、日付と登録プロセスを含む登録期間前の独占利用の通知を提供するものとします。

レジストリオペレータは、対応する国コードとの混乱を避けるために独自の裁量で追加の評価を実施することができます。

上記の評価に加え、[ヘルシンキの GAC コミュニケ](#)（2016 年 6 月 30 日）の ICANN 理事会に提出された助言に従い、ICANN は「リスクが明らかになった場合、関連するレジストリマ

²TLD のすべての登録は、レジストリオペレータまたはその関係者、あるいは商標ライセンス（該当する場合）にのみ登録されるため、仕様 13 を締結している、または仕様 9 の行動規範を免除されている TLD は、この評価を実施する必要はありません。

たはレジストラは関係する GAC メンバーと管理方法を協議するか、名前がすでに登録されている場合には第三者機関の評価を仰ぐように促します。」

レジストリオペレータは、個々の TLD に適用されるレジストリ契約に基づき、その他のセーフガード、評価、要件を満たす必要があります。